

2020年4月22日
株式会社 植木組

新型コロナウイルス「緊急事態宣言」を受けての工事対応について

新型コロナウイルスに関する「緊急事態宣言」を受け、当社は社会インフラを整備する事業会社として、感染防止に努めながら工事を継続しております。また、内勤者におきましてもサテライトオフィスの活用、在宅勤務、時差出勤を実施して参りました。

しかしながら、今般、当社が本社を置く新潟県においても、学校や大型商業施設、遊興施設などに休業要請がなされました。

当社といたしましてもこれを重く受け止め、感染拡大防止とともに、従業員及び協力会社等の皆様の安全を確保するため、2020年4月25日より5月10日までの期間内で、可能な限り、工事の休止を進めるべく、関係者と協議して参ります。

お客様、協力会社等関係者の皆様には、ご迷惑をおかけする場合がございますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。